

兵庫県警察における公印の管理に関する訓令施行細則（例規乙）

〔平成13年6月29日〕
兵警総例規乙第3

兵庫県警察における公印の管理に関する訓令施行細則を下記のように定め、平成13年7月1日から実施する。

記

1 趣旨

この細則は、兵庫県警察における公印の管理に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第15号。以下「公印管理訓令」という。）第15条の規定に基づき、公印管理訓令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公印新調・改刻申請書

公印管理訓令第6条第1項の規定による申請は、公印新調・改刻申請書（様式第1号）によるものとする。

3 公印事前押印承認・取消申請書

公印管理訓令第10条第1項の規定による承認を受けようとするとき、及び同条第2項の規定による承認の取消しを受けようとするときは、公印事前押印承認・取消申請書（様式第2号）によるものとする。

4 公印印影印刷承認申請書

公印管理訓令第11条第1項の規定による承認を受けようとするときは、公印印影印刷承認申請書（様式第3号）によるものとする。

5 電子印影使用承認・取消申請書

公印管理訓令第12条第1項の規定による承認を受けようとするとき、及び同条第3項の規定による承認の取消しを受けようとするときは、電子印影使用承認・取消申請書（様式第4号）によるものとする。